

- ・消費生活相談件数が高水準で推移
- ・同種の消費者被害が多発
- ・**財産の散逸・隠匿**を図る悪質事案も

消費者契約法改正(平成18年)

適格消費者団体による**差止請求**の制度を創設。

消費者裁判手続特例法制定(平成25年)

特定適格消費者団体による**被害回復**の制度を創設。

【附則第4条】政府は、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の適正な遂行に必要な**資金の確保**、情報の提供その他の特定適格消費者団体に対する**支援の在り方**について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- **財産の散逸・隠匿**を図る悪質事案においても確実に被害回復を図る必要がある。
- 悪質事案は**突発的に発生**し、**多額の金員**が必要になるので、**備えが困難**。
- 制度の実効性を高めるためには**支援が必要**。

内閣
総理
大臣

認定

適格消費者団体

特定適格消費者団体
(適格消費者団体の中から認定)

差止請求

事業者

財産

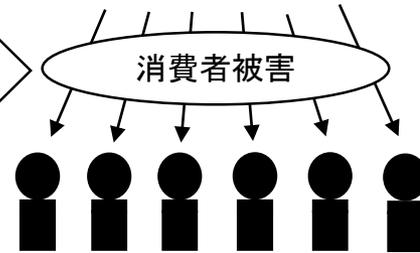
被害回復

消費者被害

①仮差押命令の申立て
(財産の散逸・隠匿のおそれがある場合)

②立担保要請

(独)国民生活センター



金融機関

③資金調達

裁判所

④立担保

⑤仮差押命令

- 【期待できる効果】
- ・過去の悪質な消費者被害事案では、被害者のうち訴えを提起する者は数%程度(そのうち勝訴して被害回復される者は、さらに少数)
 - ・**悪質事案においても迅速かつ実効的に被害回復**

【改正事項】

(1) **独立行政法人国民生活センター法改正**
(独)国民生活センターが**立担保**できるようにする。(業務の追加、長期借入金の規定の新設等)

財産の散逸・隠匿のおそれがある悪質事業者からも被害回復が可能になる。

(2) **消費者契約法改正**
適格消費者団体の認定の有効期間を**3年から6年に延長**する。

更新の事務負担を軽減し、差止請求等に注力することが可能になる。

(3) **消費者裁判手続特例法改正**
(1)に伴い特定適格消費者団体と(独)国民生活センターその他の関係者との連携の規定を設ける等の所要の整備をする。

※平成29年10月1日から施行

消費者裁判手続特例法の概要

※消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)

背景

- 消費者被害では**同種被害が多発**
- 訴訟による被害回復は困難
(泣き寝入り)
 - ・事業者と消費者との間の**構造的格差**
(情報量・交渉力等)
 - ・訴訟に要する**費用・労力**

○ 諸外国の制度の長所・短所を検討し我が国に適した**新しい訴訟制度**を創設
(同時期にフランスにおいても類似の制度)

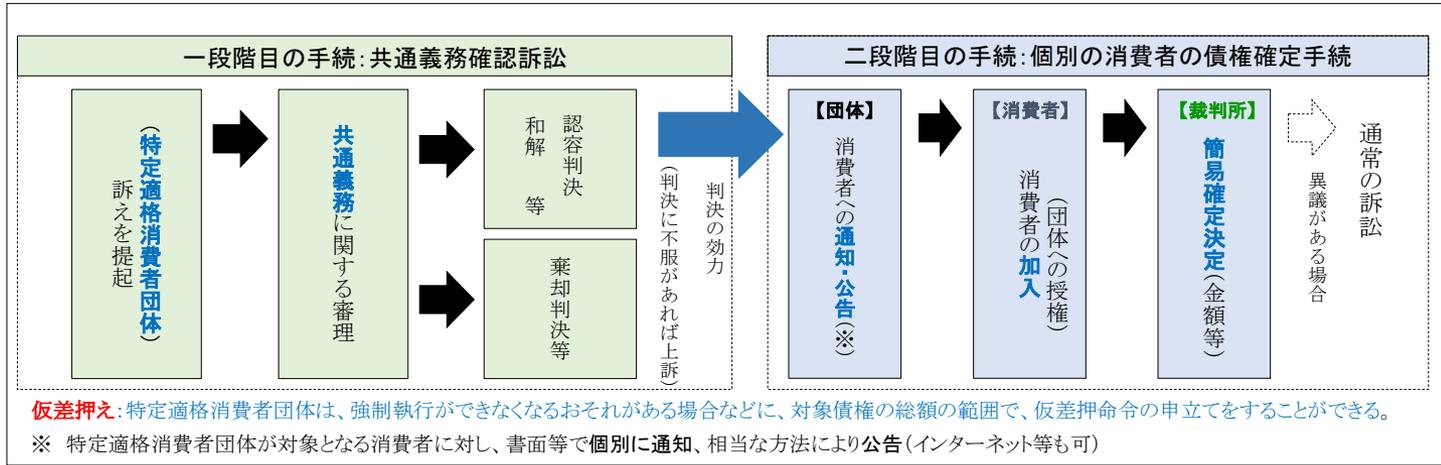
平成28年10月1日施行

- 下位法令・ガイドライン等
- ・政令(施行令)
 - ・内閣府令(施行規則)
 - ・最高裁判所規則
 - ・ガイドライン等

概要

二段階型の訴訟制度:

- 一段階目: 事業者の**共通義務**を確認
(金銭支払義務)
- 二段階目: 個別消費者の**債権**を確定
(誰に、いくら支払うか)



特定適格消費者団体(現在2団体※)

適格消費者団体(消費者契約法に基づき差止請求権を行使。現在全国16団体)から新たな認定要件を満たす者を内閣総理大臣が認定。

【新たな認定要件】

- ・差止関係業務を相当期間継続して適正に行っている
- ・**弁護士**を理事として選任
- ・**費用・報酬**等の額は算定方法が消費者の利益の擁護の見地から**不当なものでない**等

【責務規定・行為規範】

- ・濫訴等の禁止 ・弁護士に追行させる義務
- ・個人情報の適正な管理 ・財産上の利益の受領禁止
- ・**内閣総理大臣(消費者庁)による監督**の対象等
(適合命令・改善命令、特定認定の取消しなど)

対象となる事案

消費者契約に関する**金銭支払義務**のうち以下のもの

- ① 契約上の**債務の履行の請求**
- ② **不当利得に係る請求**
- ③ 契約上の**債務の不履行による損害賠償の請求**
- ④ **瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求**
- ⑤ **不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求**

- ※ いわゆる**拡大損害、逸失利益、人身損害、慰謝料**を除く
- ※ 本法律の施行前に締結された契約に関するものを除く

新しい訴訟制度のメリット

- これまで泣き寝入りしてきた**消費者被害の回復**が可能に
- 個々の消費者が多くの手続を行うことなく、**消費者団体の持つ専門的な知識や交渉力**を活用することが可能
- **紛争の一回的解決**を図ることができる

組織概要

○ 役職員

役員…6名(理事長 松本恒雄)

職員…124名(平成28年4月1日現在)

○ 所在地

・相模原事務所

神奈川県相模原市中央区弥栄3-1-1

・東京事務所

東京都港区高輪3-13-22

○ 予算(運営費交付金)

2,859百万円(平成28年度当初予算)

○ 資本金(政府出資金)

8,901百万円(平成28年3月31日現在)

○ 根拠法

独立行政法人国民生活センター法

業務

① 消費生活相談

② 相談情報の収集・分析・提供

(PIO-NETの運用)

③ 商品テスト

④ 広報・普及啓発

⑤ 教育研修・資格制度

⑥ 裁判外紛争解決手続(ADR)

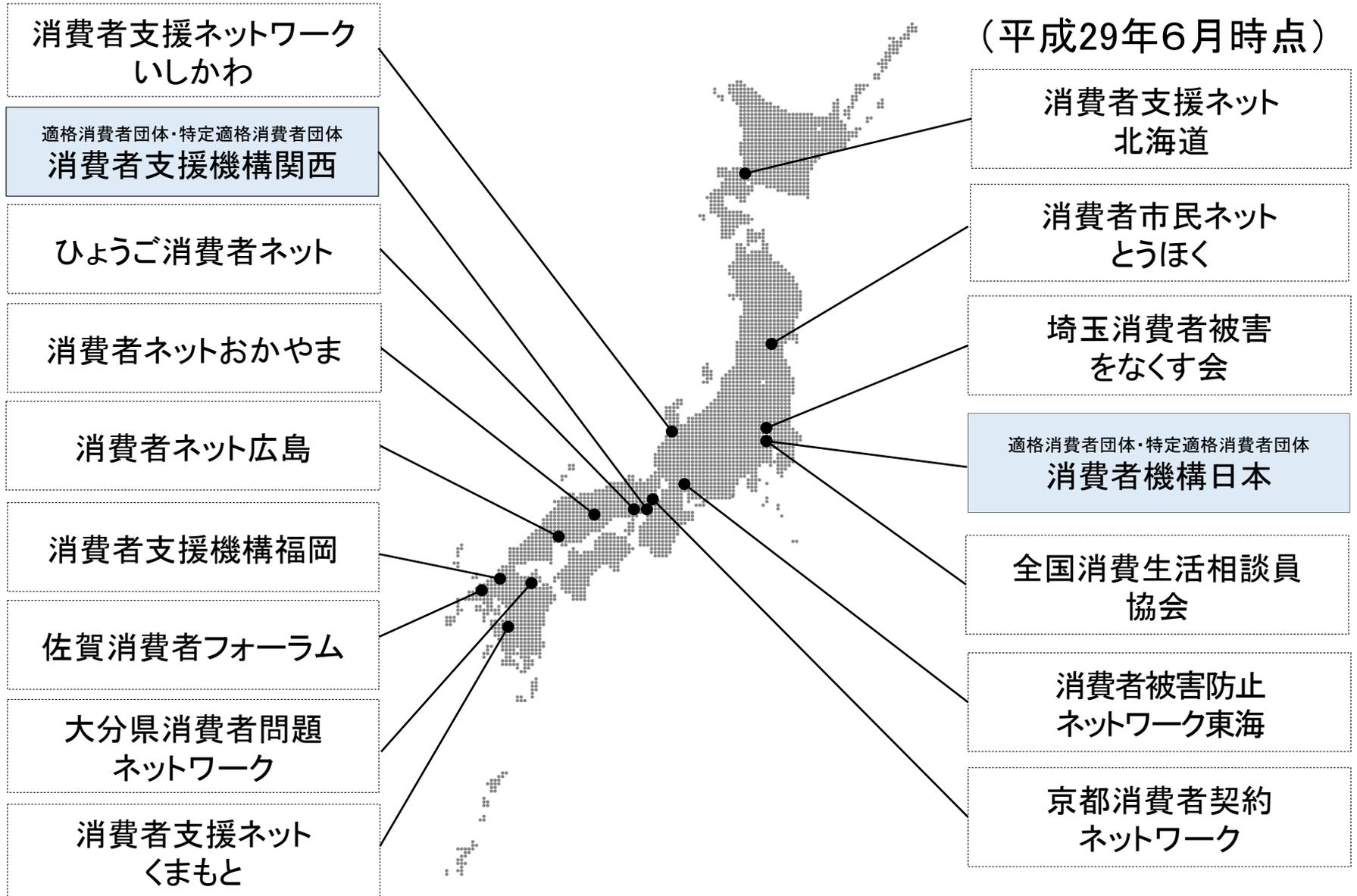
【独立行政法人国民生活センター法第10条】

次に掲げる業務を行う。

- ・ 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること(第1号)
- ・ 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること(第2号)
- ・ 前二号に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること(第3号)
- ・ 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと(第4号)
- ・ 国民生活に関する情報を収集すること(第5号)
- ・ 重要消費者紛争の解決を図ること(第6号)
- ・ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと(第7号)

全国の適格消費者団体・特定適格消費者団体

(平成29年6月時点)



※ 適格消費者団体は全国に16団体。特定適格消費者団体は全国に2団体(消費者機構日本、消費者支援機構関西)。